

## 第1編 計画の基本的事項

---

# 第1編 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

前計画である「奈良県環境総合計画(2016-2020)」は、本県における様々な環境課題に対応していくための基盤的な枠組みとして、また、きれいな奈良県づくりに向け、環境の保全と創造に係る多様な施策の実施を後押ししてきました。

しかしながら、「人口減少・少子高齢化の進行」、新型コロナウイルス感染症拡大などによる「行動意識の変化」など、我が国の社会経済情勢は大きく変化しており、それにもなつて環境問題が複雑多様化してきています。気候変動、資源循環、生物多様性の喪失といった今日の環境問題は、それぞれの課題が相互に深く関連し、経済・社会活動にも大きな影響を与えています。また、グローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあることから、地域における積極的な取組が求められます。

本県においても、水質改善の進まない河川の存在、森林の公益的機能の低下、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物のリサイクル率の低迷など、継続的に対処すべき問題が残っています。

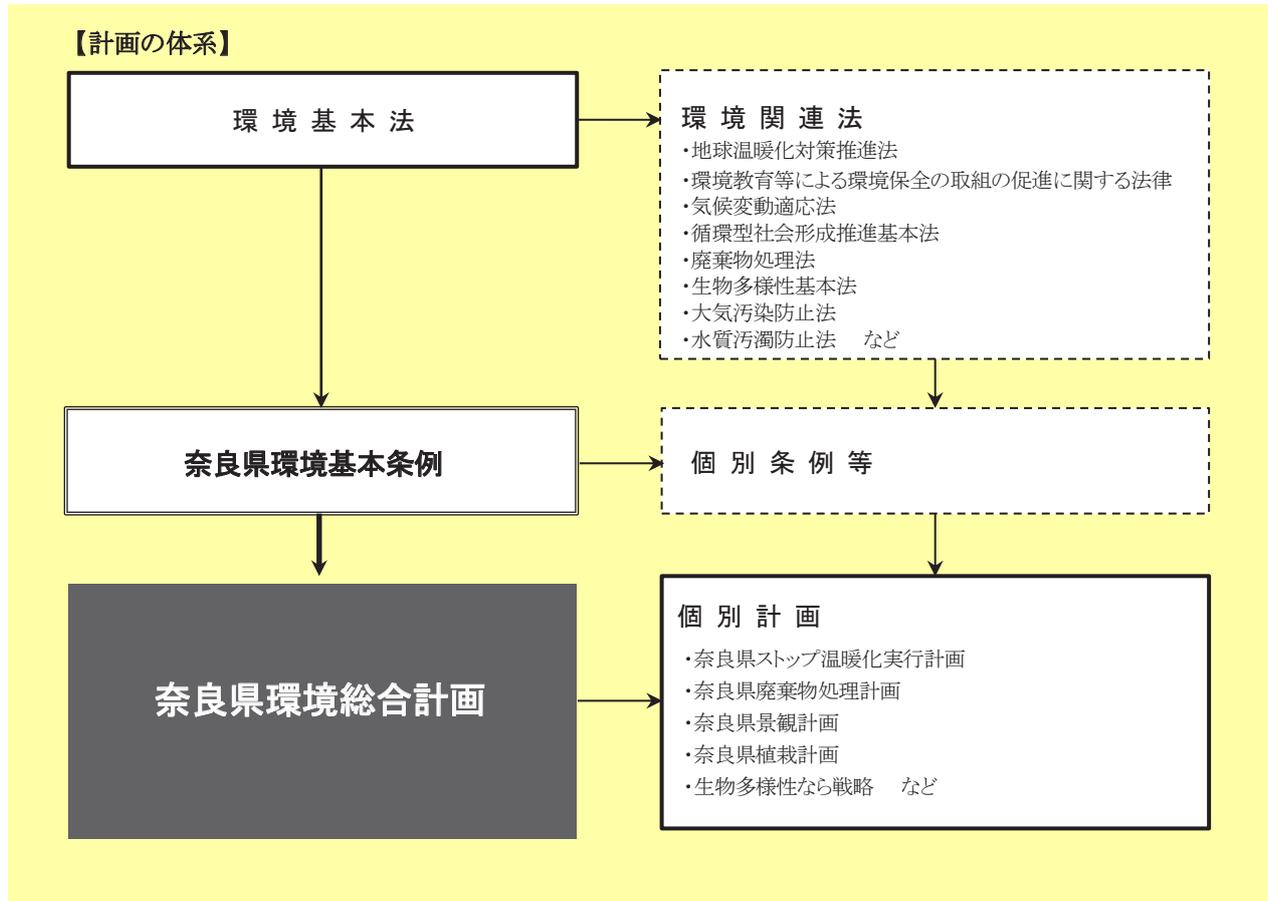
これらの環境問題を着実に解決していくためには、我々の経済活動や生活行動に「環境への配慮」を実践できる仕組みを確立していくことが重要であり、「環境と経済の両立」、「県民の自律的な行動」、「県民等との協働・連携」といった視点で取り組んでいく必要があります。

そこで、前計画が令和2(2020)年度において期間満了となったことに伴い、今日の社会経済情勢の変化、及び本県が抱える環境課題に柔軟に対応しつつ、本県の豊かな自然・歴史と美しい景観を次世代に継承し「きれいな奈良県」を実現することを目指して、新たな環境総合計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画(区域施策編)、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定します。

本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。



### 3. 計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5ヶ年とします。

### 4. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

- 第1編：計画の基本的事項
- 第2編：社会情勢の変化と環境との関わり
- 第3編：基本理念と施策体系(8本柱)
- 第4編：施策・事業の展開
- 第5編：計画の進行管理

